

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 都道の区域変更(二件)……………
……………(建設局道路管理部路政課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 消防法に基づく命令……………
……………(東京消防庁)…

告示

●東京都告示第六十二号
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成三十一年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 ACTICE	代表取締役 日高 健人	港区赤坂二丁目八番十三号赤坂こゆうビル二階	東京都知事(1)第九八四〇〇号	平成二十七年十月九日
株式会社 ハウスパートナー	代表取締役 藤原 政廣	小金井市貫井北町三丁目三十一番十五号パツソビル二〇一	東京都知事(3)第八三四五五号	平成二十六年八月二十日
株式会社 wizit	代表取締役 武田 章	新宿区新宿五丁目六番一号新宿やわらぎビル三階	東京都知事(1)第九八二一〇号	平成二十七年八月七日
プロパティマネジメント株式会社	代表取締役 イマネジ 上村 友弥	新宿区西新宿六丁目十五番一六〇号	東京都知事(1)第九八一七〇号	平成二十七年七月三十一日

東京都告示第六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位:平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年一月七日	小金井市貫井南町四丁目百五十二番一の一部	廃止面積 一三・八八

●東京都告示第六十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十一年一月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月二十三日
東京都知事 小池 百合子

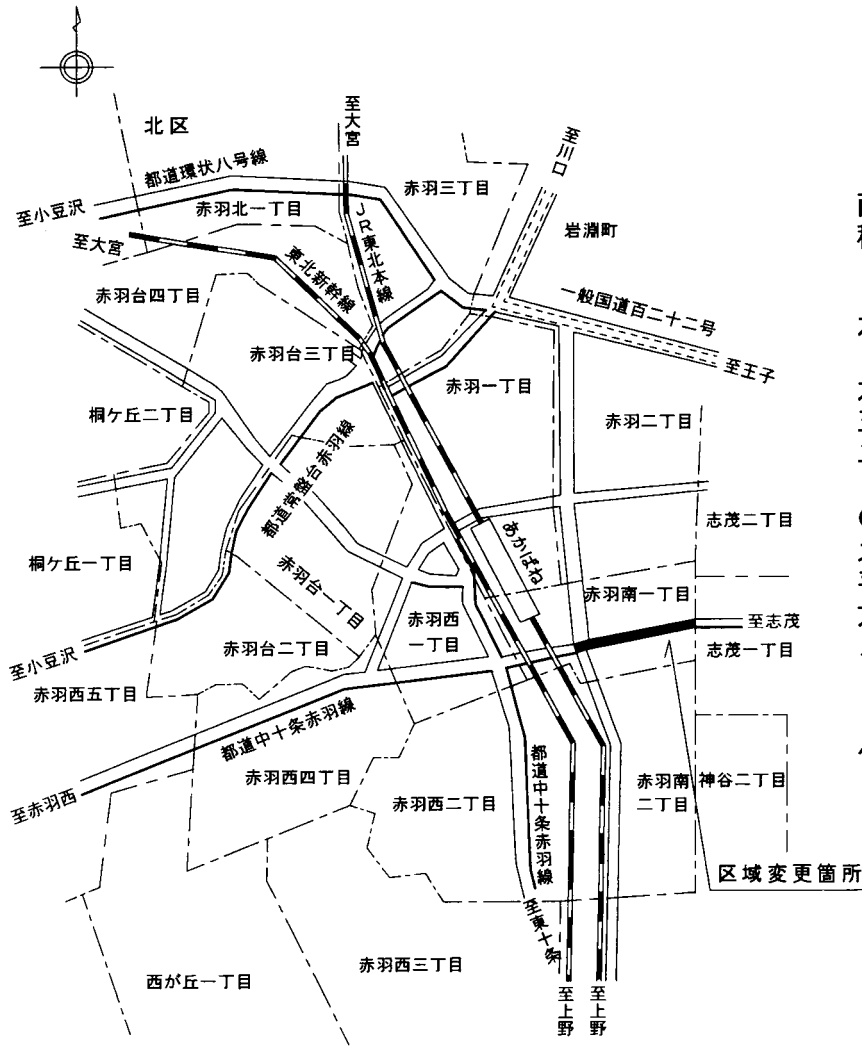
路線名	変更の区間	変更の概要
中十条赤羽	北区赤羽南一丁目三番十二地先から同所十六番三地先まで	別図表示のとおり

別図

都道中十条赤羽線区域変更略図
北区赤羽南一丁目地内

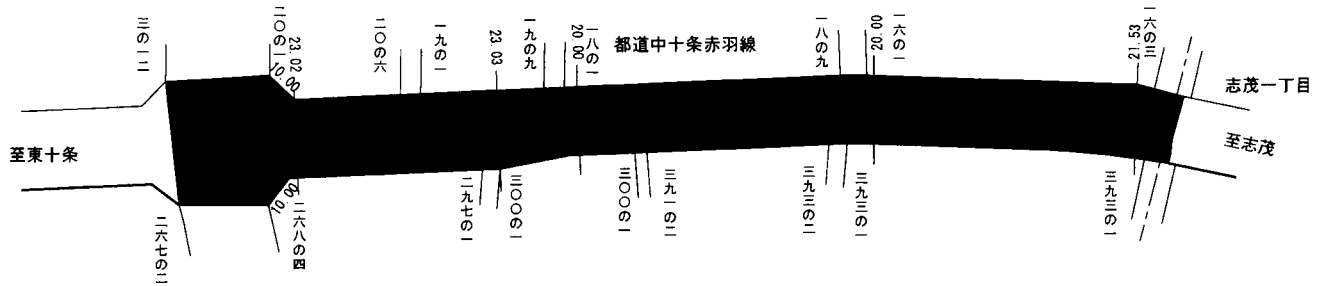


延長 二九五・〇八メートル
面積 六、六五二・〇九平方メートル



北区

赤羽南一丁目



●東京都告示第六十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十一年一月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供

別図

都道中十条赤羽線 区域変更略図
 都道環状七号線

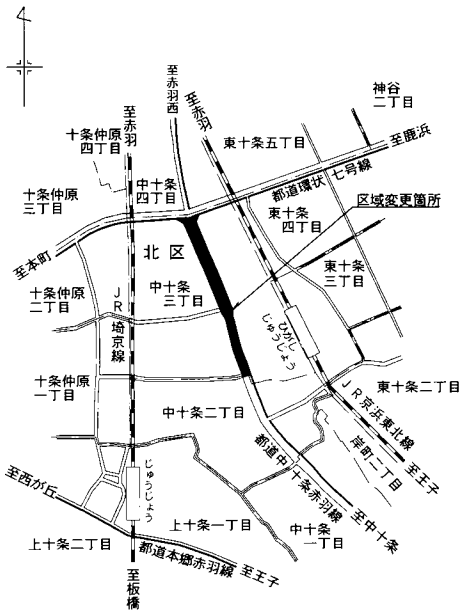
北区中十条二丁目～中十条三丁目

都道
 特別区道
 編入区域

①都道中十条赤羽線
 延長 四二五・九一メートル
 面積 八、〇六〇・四五平方メートル

②都道環状七号線（都道中十条赤羽線との重用編入）
 延長 二二一・二〇メートル
 面積 三六九・一七平方メートル

重用編入区域
 都道中十条赤羽線との重用編入



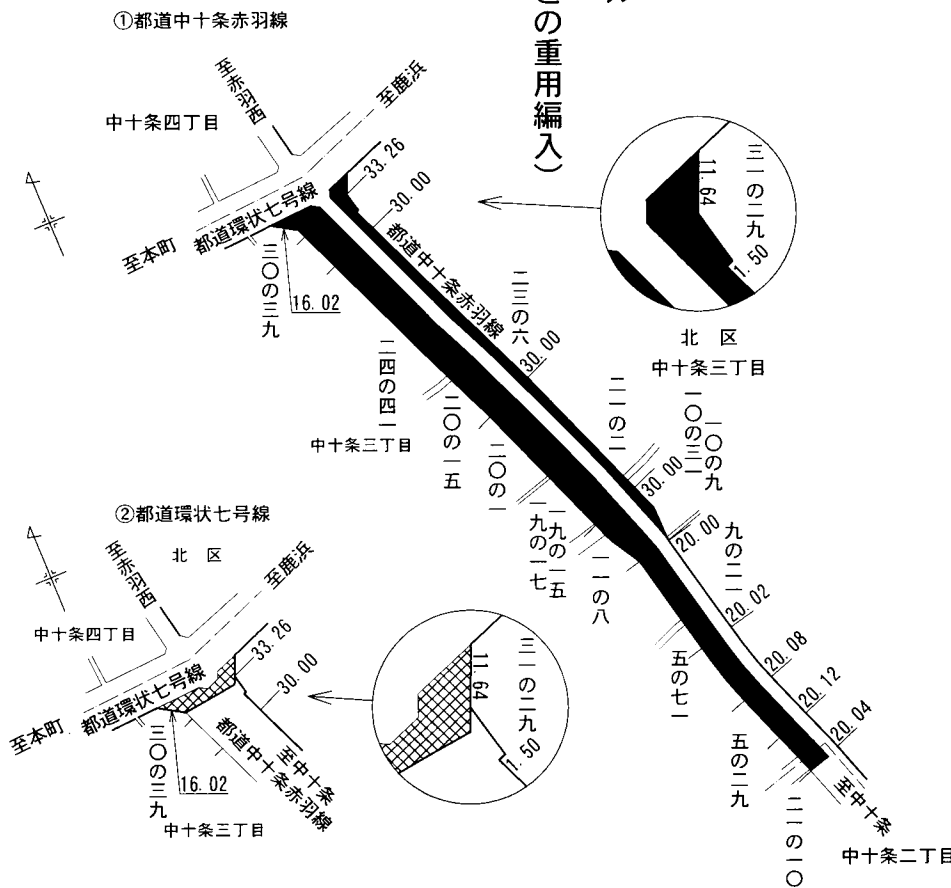
する。

平成三十一年一月二十三日

- (一) 路線名 東京都知事 小池 百合子
- (二) 変更の区間 中十条赤羽
 北区中十条二丁目二十一番十地内から
 同区中十条三丁目三十番三十九地内ま

(一) 変更の概要 別図表示①のとおり
 (二) 路線名 環状七号
 (三) 変更の区間 北区中十条三丁目三十番三十九地内から
 (四) 変更の概要 同所三十一番二十九地内まで
 別図表示②のとおり

で



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十一年一月二十三日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地 野崎吉野ビル
- 三 設置者名 三鷹市野崎一丁目三番十号 吉野 伊佐三ほか一名
- 四 設置者住所 三鷹市野崎一丁目四番二十四号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コジマほか一名
- 六 変更前の小売業者の代表者名 小島 章利（株式会社コジマ）ほか
- 七 変更後の小売業者の代表者名 木村 一義（株式会社コジマ）ほか

八 変更日

平成二十八年六月二十七日ほか

九 届出日

平成三十年十二月二十日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

平成三十一年一月二十三日から同年五月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十三日

- 一 防火対象物の所在地 新宿区西新宿七丁目十八番十号
- 二 防火対象物の名称 島田ビル
- 三 命令を受けた者 島田 徳人
- 四 命令事項 平成三十一年三月十八日までに、二の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。
- 五 命令年月日 平成三十年十二月十五日

行 東

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

